

様式第 1 （第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

奈良県知事 殿

住	所	奈良県磯城郡川西町結崎 217-1
	名称及び代表者の氏名	川西町商工会 会長 吉 村 伸 泰
住	所	奈良県磯城郡川西町結崎 28-1
	名称及び代表者の氏名	川 西 町 長 小 澤 晃 広

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：吉岡清訓

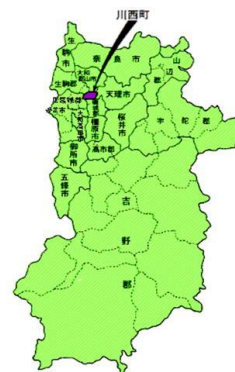
(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

本町は奈良盆地の北西部に位置する東西 3.4 km、南北 1.9 km、総面積 5.93 ㎢の県内で 3 番目に小さな町である。町内には山林がないものの、大和川中心にその支流を含め 4 つ一級河川が入り組んでいる。地形は平坦であるが東から西への川の流れに伴い低地層になっていることが特徴である。この河川（支流）の一つである「寺川」の西に位置することから「川西」という地名になったと言われている。



(1) 地域の災害リスク

【洪水：ハザードマップ】

当町のハザードマップマップによると、町内に流れる 4 つの河川の氾濫等による洪水被害の想定は、町内の約 90%が 50cm 未満（床下浸水）から 5m 以上（2 階屋根以上）の被害を想定するなど、水害リスクの高い町である。特に河川の合流地に伴い町の北西部（保田、吐田、唐院）地区の一部は、水位 2m～5m の浸水が予想される。この地域は 2 つの工業団地や当町の地場産業「ボタン産業」に関わる事業所が多く立地する地区である。本会の所在する地域は、災害対策本部が設置される役場庁舎や避難場所となる小学校や町施設に近いが、洪水ハザードマップによると 2m 未満の浸水が予想されている。

このような現状の中、当町では奈良県との連携により大和川流域の水害リスク（治水対策）として保田地区に流水地（約 7ha 容量 23 万 m³）を整備中（2025 年 6 月完成予定）であり、完成の際は周辺の浸水範囲が 15ha から 9ha に減少する見込みである。併せ、隣接する安堵町窪田地区に約 23ha の遊水地が整備されることで更なる浸水リスクが軽減される。また、町内の唐院工業団地拡張（約 11ha）による雨水対策としての調整池（3.5ha）を整備し、地域経済力を底上げする中での災害リスクを整備する。

【地震：J・SHIS、ハザードマップ】

当町の近辺には、活動度の高い「奈良盆地東縁断層帯」や「大和川断層帯」があり、町当局ではプレートの境界で発生する地震とプレートの内部で発生する地震の両方の影響を想定する。現時点では、今後 30 年以内に震度 6 以上の地震が発生する確率が 54.2%（J・SHIS 地震ハザードカルテ 2024 参照）とされている。

また、太平洋沖にあるプレートの境界では、東海地震や東南海地震、南海地震が繰り返し発生しており、その中でも当町に影響を及ぼす恐れのある地震は東南海地震と南海地震いわれ、本町にとって被害が一番大きいケースとされる「奈良盆地東縁断層帯による内陸型地震（M7.5 を想定）」とするなかでの災害予防計画が設計されている。

【その他】

当町が位置する奈良盆地は比較的災害が少ない地域だといわれているが、近年は台風の上陸が相次ぎ、当町でも風災や浸水等の被害に見舞われる事態が発生している。特に 2017 年と 2018 年の（同年）台風 21 号では、主要河川の氾濫が危惧され多くの地区で避難勧告が発令されたことや、樹木の倒壊や建物被害が多発するなどの事態となった。以降は警報による対応は幾度もあるが特に、2023 年 6 月に大雨による災害の深刻化が危惧されたこと、また本年 8 月に南海トラフ地震の発生が危惧されたことにより町災害対策本部を設置し対応にあたった。また当町は降雪のリスクは少ないものの、長雨や空梅雨などその年々による変化があることや、年々厳しさを増す猛暑による熱中症リスクも高く、熱中症アラートが連日発令された。

【感染症】

新型インフルエンザを中心とした感染症は、不定期的に発生が多発し、季節性インフルエンザや結核、エムボックス（サル痘）、手足口病、マイコプラズマ肺炎、RS ウイルスなどの影響が危惧されている。特に、令和元年末に中国武漢市で確認された原因不明のウイルス性肺炎の発生以降、日本はもとより全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症（OVID-19）により、日本経済の根幹を破壊したほか、ライフ・ワークスタイルをも激変されることになった。当町においても対策本部を設置し、県中和保健所と連携を図りながら様々な感染予防の啓発やワクチン接種、感染者数の把握、地域医療機関を図った感染防止を図っている。

本会においても、県連合会との連携を図り感染防止施策の実施や職場環境の整備（アクリルボード、消毒液の設置）、書面決議の実施や交代勤務などを実施し感染拡大と事業の停滞を防止した。

（２）商工業者の状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

□商 工 業 者 数	2 3 2 事業所	} 令和 3 年経済センサス
□小規模事業者数	1 8 8 事業所	
□商 工 会 員 数	1 8 7 事業所	

[内訳]

業 種		商工 業者数	商工会員数	備 考（事業所の立地状況等）
商工 業者	卸売業	6	4	結崎地区に集中
	製造業	57	53	2 か所の工業団地とボタン業者が西部に集中
	建設業	36	26	町内に広く分布
	小売業	37	34	結崎地区中心
	サービス業	96	69	町内に広く分布

※小規模事業者の業種詳細が不明のため商工会員数で算定

（３）これまでの取組

①当町の取組

- 自主防災連絡協議会と協同した防災訓練の実施（コロナ前は年に一度、コロナ時は未実施、今年度より再開予定）
- 防災倉庫や指定避難所における防災備蓄品の充当
- 川西町防災行政無線の開局（平成 4 年）
- 全国川西会議における「災害応急対策活動の相互支援に関する協定」の締結（平成 10 年 兵庫県川西市、山形県川西町、新潟県十日町市）
- 地震・洪水ハザードマップ作成
- 川西町自主防災連絡協議会の設立（平成 25 年）
- 定住自立圏における「災害時における相互応援協定」の締結（平成 28 年 天理市、山添村、川西町、三宅町、田原本町）
- 川西町地域防災計画の策定（平成 28 年）
- 川西町業務継続計画【大規模災害編】（BCP）の策定（令和元年）
- 川西町防災行政無線のデジタル化（令和 2 年）
- コロナの影響における事業者の売上減少、生活支援のためのクーポン券、地域振興券の発行（令和 2 年度から年 1～2 回）
- 「地震ハザードマップ（冊子タイプ）※災害対策基本法改正内容（令和 3 年 5 月）
- 事業所対象のコロナ対策への取組に対する支援補助金の給付（令和 3 年度、4 年度）
- 町指定ごみ袋の無料配布（令和 3 年度、4 年度）
- 防災講演会の開催（令和 5 年度）

②当会の取組

- ☐ 会員事業所に対し、事業承継に加えた事業継続力の重要性の意義を説き、有事の際の事前準備や行動計画の策定支援を実施。
- ☐ 会員事業所に対し、事業継続力強化計画の策定及び認定支援（現状 2 事業所が認定、策定支援事業所多数）
- ☐ BCP 施策チラシの配布
- ☐ 本会 BCP(危機管理マニュアル策定)令和 2 年度
- ☐ BCP セミナーの開催（令和 5 年度）※令和 3 年度は開催告知するもコロナ拡大により中止
- ☐ 商工会ビジネス総合保険の加入促進（会員事業所が取引する各損保会社との連携を強化）とコロナ休業給付の付帯普及
- ☐ BCP 普及冊子の作成、配布（職場の防災ハンドブック、BCP 策定と運用、ウイズコロナ時代の労務管理、BCP 策定その考えと手順）令和 2 年度、3 年度
- ☐ 防災用品（マグデライト）の会員事業所への配布
- ☐ 町地震・洪水ハザードマップの会員事業所への配布
- ☐ 設立 50 周年記念品に「防災グッズ」を指定し会員事業所へ配布
- ☐ 川西町が実施する防災訓練への参加の呼びかけと協力
- ☐ 防火管理者の設置（1 名）と防災アナウンス設備のチェックと実施
- ☐ 会館の防火点検の実施（3 年更新）と消防用設備の点検
- ☐ 全国川西商工サミットで連携する全国の川西商工会（山形県川西町商工会、新潟県十日町川西商工会、兵庫県川西市商工会）との災害時の連絡連携、物資や義援金による支援体制の構築
※令和元年、4 年に山形県川西町の大雨災害に義援金を拠出）
- ☐ 本会事業継続力計画（危機管理マニュアル）策定（令和 2 年度）
- ☐ コロナ感染拡大防止グッズの作成とフリー使用許可（令和 3 年度）
- ☐ 町の委託事業として、クーポン券や地域振興券、コロナ支援補助事業などを実施（令和 2 年度～6 年度）
- ☐ 緊急事態宣言時の他府県から出勤する職員の相互出勤体制の実施
- ☐ 本会会員事業所が当町との「災害時連携協定」の締結への支援（令和 6 年度）

II. 課題

突如として発生する災害や有事への対応について、令和 2 年度に事業継続力強化計画（危機管理マニュアル）を策定し、行動計画を確立しているが依然、防災意識への意識が徹底していないことから、リスクマネジメントの重要性を認識し、知識の底上げ、ノウハウの取得が課題となる。

また感染症対策においては、業務の停滞等が起こらないよう、業務プロセスの見直しやジョブローテーション等の実施に対しての整備が遅れている。

災害や感染症の拡大により、組織運営の停滞や支援の毀損が起こらないように事務局体制の強化や、職員間のコミュニケーション力の向上、有事の際のリスク（ファイナンス）マネジメント対策としての様々な支援能力の向上が必要である。

III. 目標

- ①会員事業所を含めた地域小規模事業者に対し、突如として発生する地震やゲリラ豪雨、台風については接近情報の収集などの災害リスクの認識や、これらにより誘発する火災や電気事故などライフラインに関わるリスクマネジメントとして、発災前の事前対策の重要性等についての啓発活動を実施する。
- ②有事発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と当町（災害対策本部）との間における被害情報ルート構築を図る。また、想定外の被害状況を加味したシュミレーションにて行動計画のブラッシュアップを適宜行う。
- ③有事発災後、速やかな復興支援が行えるよう、被害状況や被害規模等を適切に把握し、町との連携により支援を展開する。

④感染症については「海外発生期」や「国内感染者発生期」、「国内感染拡大」や「事務局感染者発生期」などによる細分化により速やかな感染防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

⑤関係機関との連携により、国の施策や融資、保険や共済の手続等により、早期の復旧、事業の再開へ支援する。また、心身のケアを含めたメンタルヘルスサポートの実施を検討。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町と役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

本計画に基づき協議を重ね早期に「災害時における相互連携協定」を当町との間で締結し、発災時に混乱なく的確な応急対策等に取り組む。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・会員事業所及び地域小規模事業所への支援業務の際、当町が発行するハザードマップや、各機関のHP等により、事業所所在地の自然災害等にリスク等の周知を図る。
- ・災害リスクの影響軽減するための取組や対策として有効な「商工会ビジネス総合保険」の紹介、あっせんを実施する。
- ・会員事業所に対しては、定期的に発信する広報によりBCPの必要性や施策等を周知する。また、地域小規模事業者に関しては、本会並びに当町のHPでの周知や町発行の広報誌「広報かわにし」に施策案内などを掲載し周知する。
- ・会員事業所及び地域内小規模事業者に対し、事業者BCP策定の必要性や効果を助言、提案するとともに、効果的な訓練の実施支援や各種補助金等の加点項目などについてのメリットを唱え推進する。
- ・損保会社との連携によるセミナーの開催や、専門家による集団、個別支援の持続的実施。
- ・各地域で発生した災害での現状や対応、有効な事前対策などの事例を掌握し、マニュアル化し支援指針とする。

2) 当会の事業継続計画の作成

令和2年度に本会の事業継続力強化計画（危機管理マニュアル）を策定し以後、感染症対策の付加など随時更新する。

3) 関係団体との連携

- ・連携する支援機関や損保会社との協力によるセミナーの開催や、他の関係機関が実施するセミナーの共催や後援などによる幅広い啓発活動を実施。
- ・奈良県商工会連合会や信用保証協会などの専門家派遣制度を活用した個別支援を実施。
- ・町内の金融機関や当町の施設等への啓発ポスターの掲示依頼。
- ・感染症におけるリスクファイナンスとして、商工会員の特典として団体割引が適用され、感染症による休業補償特約付きの各種保険（ビジネス総合保険、業務災害保険等）の紹介を積極的に行う。

4) フォローアップ

- ・会員事業所及び地域小規模事業者のBCPへの取組に関する全般的な伴走支援の実施。
- ・現状の認定事業所へ感染症対策を付加させた計画のブラッシュアップ支援や、新たに計画策定事業所にはトータル支援を実施する。
- ・連携する当町と「事業継続力強化支援連絡協議会」を設置し、状況確認や改善点等について適宜協議する

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当町が策定する「川西町業務継続計画【大規模災害編】」や「川西町地域防災計画」を基に、行動計画の遂行や見直しにより、有事の際の的確な対応への準備を整える。
- ・当町が実施する防災訓練に積極的に参加し、震度5を超える大規模災害を想定したシュミレーションによる行動指針の確認を行う。
- ・定期（不定期）的に防災訓練を必要に応じ実施する。
- ・防災に係る設備等の定期的点検。

＜2. 発災時の対策＞

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。同時に職員の家族の安否確認や、住所近辺の道路状況や建物倒壊状況報告等を確認する。
- ・災害規模によるが、電気の不通や電話回線の不調、混雑などが想定されるので、状況報告等はSNS等を活用した報告も良とする。
- ・これらで得た情報は、本会と当町で共有する。
- ・その他の手順は、本会の事業継続力強化計画（危機管理マニュアル）の手順を基本的に準用するが、大規模災害等の際は、当町が策定する「川西町業務継続計画【大規模災害編】」や「川西町地域防災計画」の手順を含めた対応を実施する。
- ・感染症に関しては国内感染者発生後、日々の職員の体調管理を行うとともに、事務所を含む会館の消毒、職員の手洗い、うがい等を徹底する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、当町の感染症対策本部設置状況を鑑み、当会での感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・現状、当町が策定する「川西町地域防災計画」に準ずるが、災害の規模などにより順次状況が変動する際は、当会と当町とで緊急対策の方針を決定する。
 - （豪雨における場合）職員自身の目視で命の危険性が感じる場合や、気象庁HP「雨雲レーダー」等での確認で出勤が不可能であると判断する降雨量であれば、出勤を取りやめるなどの自己判断により命の安全を確保する。それらの原因で公共交通機関が運休する場合や通勤路の冠水、堤防の状況も同様である。その際には、当会事務局統括者にその旨の連絡を入れなければならない。また、「雨雲レーダー」等の動きにより降雨状況、警報解除などとなれば出勤の判断をする。
 - （地震における場合）地震発生時、特に震度5強以上の地震においては、建物の倒壊や道路の陥没、堤防の破損、決壊などの危険の感知により自己の判断で出勤を取りやめるなどにより命の安全を確保する。またこれ以下であっても余震等が危惧されれば、同様の判断でも良い。ただし職場への連絡義務は怠らないこと。以後、安全が確認できれば出勤の判断をする。
 - （台風における場合）テレビやインターネットでの情報と、現状を勘案した判断が必要となる。帰宅時間等に影響を及ぼす可能性があれば、出勤の取りやめや早退などの判断により安全を確保する。
 - （感染症の場合）本人が感染した場合は、国が定める待機期間を特別休暇で対応する。また濃厚接触者となる場合は、感染症分類5類への移行後は自宅待機等の対応はないものの、体調の変化や病院や専用キッド等で感染確認を行ったうえで出勤の判断を行う。
- ・各災害状況における場合において、勤務地と住所地が遠隔な場合は、双方の場所の状況を鑑

みた状況判断をする。

- ・職員全員が被災するなどの状況が発生した際は、本人以外の家族や関係者からの報告が可能な「商工会災害状況報告システム」を活用し、できる限りの報告を行う。
- ・各災害の大まかな被害状況の確認後、できるだけ早く情報を共有し対策の検討を図る。
- ・自然災害の発生時や新型インフルエンザ等の感染拡大の際、現行の交代出勤の履行により事務局内の感染の抑止を図る他、ジョブローテーションや業務プロセスの見直しにより、業務の遅延や滞りが起こらないよう平時から努める。

被害規模の目安

現状、当町では被害規模の目安の定義づけはないが、大規模災害時に関する「災害対策本部」と感染症拡大に関する「感染症対策本部」の設置基準は次のとおりである。

災害対策本部設置	(地震発生時)	
	2 班動員体制	全員動員体制
	①町内において震度 5 強の地震が発生したとき。 ②南海トラフ地震情報(巨大地震警戒) が発表されたとき。 ③町長が必要と認めたとき。	①町内において震度 6 弱以上の地震が発生したとき ②町長が必要と認めたとき。
	(風水害)	
	2 班動員体制	全員動員体制
	①大雨及び洪水警報が発表されたとき。 ②氾濫危険情報(警戒レベル 4) が通知されたとき。 ③小規模な災害が発生したとき、あるいは発生することが予想される場合。	①大雨特別警報が発表されたとき。 ②氾濫発生情報(警戒レベル 5) が通知されたとき。 ③相当規模の災害が発生したとき又は発生することが予想される場合。
感染症対策本部設置	新型インフルエンザ等の感染状況で定数的な数値での設置基準はないものの、感染状況(中和保健所や地域の医療機関から)の収集により今後、更なる拡大が懸念される場合は速やかな設置により対策を講じる。 季節性インフルエンザの流行時は、感染者の増加により学校等の判断と町教育委員会への相談により、学級閉鎖の状況を勘案、町内の医療機関の受診状況や蔓延状況を勘案し設置する。	

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する

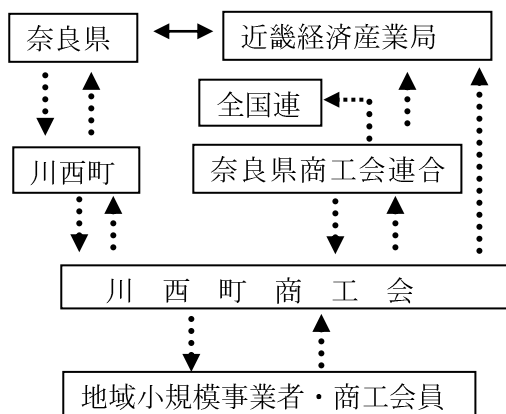
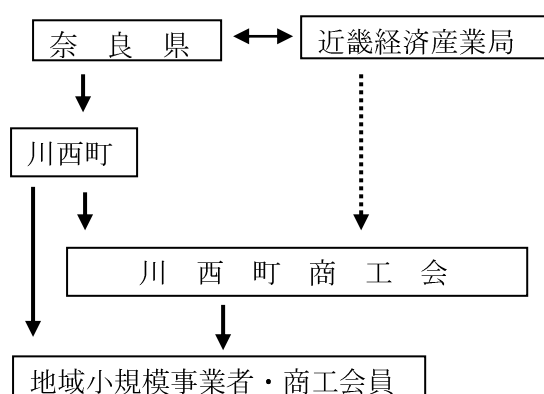
発災後～1 週間	1 日に 3 回共有
8 日目～20 日間	1 日に 2 回共有
20 日以降～1 ヶ月	1 日に 1 回共有
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等の発生時に、地域内の小規模事業者への直接被害(物的人的被害等)や従業員やその家族などに対する被害情報の迅速な収集と対応の指揮命令を、円滑に実施することができる体制や仕組みを構築する。
- ・自然災害による被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認する。
- ・当町が災害対策本部の設置となる甚大な災害の発生時は、当町の「業務継続計画【大規模災害編】」の指針と本会事業継続力強化支援計画(危機管理マニュアル)に基づいた行動の履行に努

- ・二次災害や被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する機関整備を実施する。
- ・当町と共有した被害情報等を、奈良県が指定する方法にて当会あるいは当町より奈良県に報告する。また、被害情報を取りまとめる奈良県商工会連合会には当会から報告する。
- ・感染症拡大の際、国や県等からの情報や方針に基づき、当町との共有した情報を県の指定する方法にて当町または当会から県に報告する。（県商工会連合会に共有）

◇連絡体制



- ・災害発生において被害を受けた商工会員及び地域小規模事業者に対しての相談窓口の開設については、当町との協議のうえ検討する。なお、国や県の依頼を受けた場合はその要綱に基づき特別相談窓口を設置する。その際は、本商工会館での開設を第一候補とするが、安全性が確保された場所にて設置する。
- ・商工会員及び地域小規模事業者の被害状況の詳細を速やかに把握し、罹災証明等の発行手続き等の円滑化に努める。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策情報）について地域内小規模事業者へ周知を図る。
- ・加入している保険や共済の手続等の迅速化を図る。
- ・感染症拡大の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地域内小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や相談窓口等の開設による支援を実施する。

- ・奈良県や当町の方針に従って、復旧や復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対しての支援を実施する。
- ・国や県、町の有効な復旧、復興施策の情報提供による被害の軽減化を図り、事業再開への負担軽減を図る。
- ・その他、関係する機関（日本政策金融公庫や信用保証協会、中小機構など）の復旧、復興施策の活用による支援を強化する。
- ・罹災証明の発行の円滑化に努めるほか、固定資産税の減免等の税務支援による負担軽減を図る。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでの対応がこんな場合は、奈良県商工会連合会や他の地域からの応援派遣等を県に相談する。
- ・感染症拡大の際、交代出勤等による人員不足が生じる際は、奈良県商工会連合に相談し、対応可能な職員の派遣等を検討するほか、奈良県や当町に相談し、適切な対応を可能とする人員整備をする。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は速やかに県に報告する。

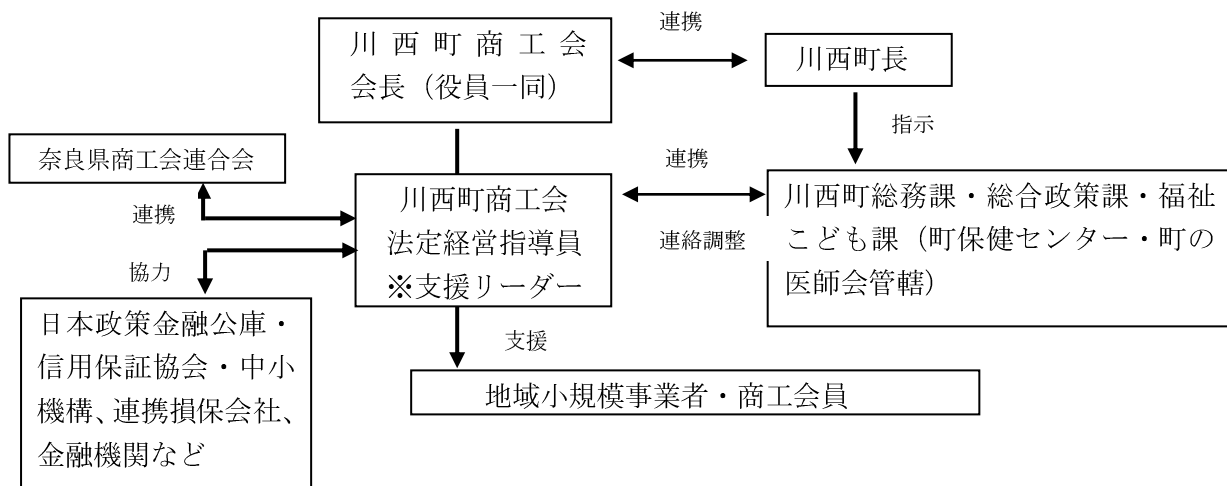
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(2024 年 12 月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

吉 岡 清 訓 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画全般の理解を得るための解説 (理事会、部会等)
- ・本計画で実施する取組等の情報提供や提言活動 (日常業務)
- ・本計画の進捗状況の確認と見直し、ブラッシュアップを実施。個々の事業所に対するフォローアップ。(適宜実施し年に 1 度の総括)
- ・支援施策の定期的な発信 (会員への広報、町広報誌への掲載のほか巡回窓口指導にて)
- ・BCP セミナーの開催や事業認定等への集団、個別支援 (適宜)
- ・感染症拡大への対応、感染防止施策等の啓発、発信 (適宜)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

川 西 町 商 工 会

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 217 - 1

TEL 0745-44-0480 FAX 0745-44-1831

E-mail kawa2445@kcn.jp

奈良県商工会連合会

〒630-0824 奈良市西大寺南町 8 番 33 号 奈良商工会議所会館 4 階
TEL 0742 - 53 - 4411 FAX 0742 - 53 - 2220
E-mail kenren@shokoren-nara.or.jp

②関係市町村

川西町役場 総務課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28 - 1
TEL0745-44-2211 (代) FAX0745-44-4734
E-mail ssoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp

川西町総合政策課

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28 - 1
TEL0745-44-2213 (直通) FAX0745-44-4734
E-mail seisaku@town.nara-kawanishi.lg.jp

川西町福祉こども課 (町保健センター管轄)

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎 28 - 1
TEL0745-44-2631 (直通) FAX0745-44-4734
E-mail fkenkou@town.nara-kawanishi.lg.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は速やかに県に報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	300	163	163	300	163
広報媒体作成費	137	—	—	137	—
発送費	30	30	30	30	30
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家費用	33	33	33	33	33

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(初年度のみ) 県補助金及び自己財源。以降自己財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
●奈良県火災共済協同組合 理事長 中谷守孝 〒630-0824 奈良市西大寺南町8番33号 奈良商工会議所会館4階 ◇南都銀行川西支店 支店長 辻岡正訓 〒636-0204 磯城郡川西町唐院83-1 ◇奈良中央信用金庫 結崎支店 支店長 森崎正俊 〒636-0202 磯城郡川西町結崎622 ◇奈良県信用保証協会 会長 松谷幸和 〒630-8668 奈良市法連町163-2 ■地域内(外)損保保険代理店(各社) ■東京海上日動パートナーズかんさい奈良支社 〒630-8115 奈良市大宮町6-2-19 東京海上日動ビル1F ■あいおいニッセイ同和損保(株)奈良支店奈良支社 〒630-8225 奈良市西御門町2 □川西町の医師 代表医師 池田富一 〒636-0204 磯城郡川西町唐院398-1	
連携して実施する事業の内容	
①共済の取扱 →→災害時を想定したリスク回避のための共済の加入斡旋(●) ②融資、金利減免等 →→災害リスクの回避のための設備関係融資や災害発生後の復旧、復興に向けた融資の斡旋(◇) ③セミナーの開催 →→BCPセミナーや保険の取扱によるファイナンスリスク等対応(■) ④感染症拡大等情報共有 →→感染症拡大などの現場レベルの情報共有(□)	
連携して事業を実施する者の役割	
①●奈良県火災共済協同組合 (役割) 火災共済(地震特約付帯)など小規模事業者等の有事の際のリスク軽減を図る共済を取り扱う。 (効果) 各商工会が代理所として身近で強い信頼関係を構築していることで、各加入者が被災した際、迅速な対応で早期による復旧、事業再開へのサポート。 ②◇南都銀行川西支店 (役割) 地域小規模事業者との取引も多く、近い距離間で接することで、リスクマネジメントに関する提案や提供する。 ◇奈良中央信用金庫結崎支店 (効果) 当会とも距離感が近いことから、被害状況や連携した復旧、事業再開支援を連携する。 ◇奈良県信用保証協会 (役割) 県内の金融機関の保証業務を担当し、自然災害や感染症拡大など、有事の際の柔軟な保証対応を図る。 (効果) 災害や感染症拡大の際、県の支援を受けた保証料の減免や免除等、事業者への支援を強化する。 ③■東京海上日動パートナーズかんさい奈良支社 (役割) 奈良県商工会連合会と業務提携を締結し事業継続計画に効果的な「商工会ビジネス総合保険」や「業務災害保険」を取り扱う。 ■あいおいニッセイ同和損保(株) (効果) 商工会ビジネス総合保険は、商工会員には団体割引が	

奈良支店奈良支社

■地域内（外）損保保険
代理店（各社）

適用されることで経費負担を軽減できる効果的な商品として提案できる。従来からBCPセミナーやワークショップ、危機管理に関する講習会などの開催を提案することから、積極的な開催により意識向上を図る。

（役割）上の大手損保会社の代理店として、地域小規模事業者との取引も活発であり、加入促進に対して適切かつ迅速な対応を可能とする。

（効果）地域内外の損保会社代理店として本会の会員として加入する事業所に限定し、加入者の紹介や対応を依頼しリスクマネジメントを整備する事業所の増加と、各代理店の実績、売上増強を図ることができる。

④□川西町の医師

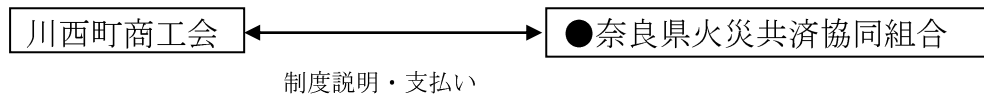
（役割）感染症拡大などの最前線の情報共有を図る他、適切な感染予防の注意喚起、当町からワクチン接種などへの早期対応を図る

（効果）医療の最前線情報としての情報共有により、早期に感染警戒アラートなどを発信できることや、感染時や災害時の治療や処方などの対応を図ることとができる。

連携体制図等

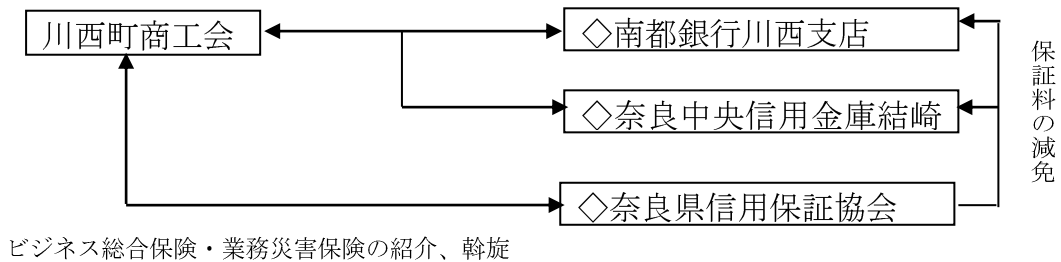
①

火災共済（地震特約付帯）の加入斡旋・請求

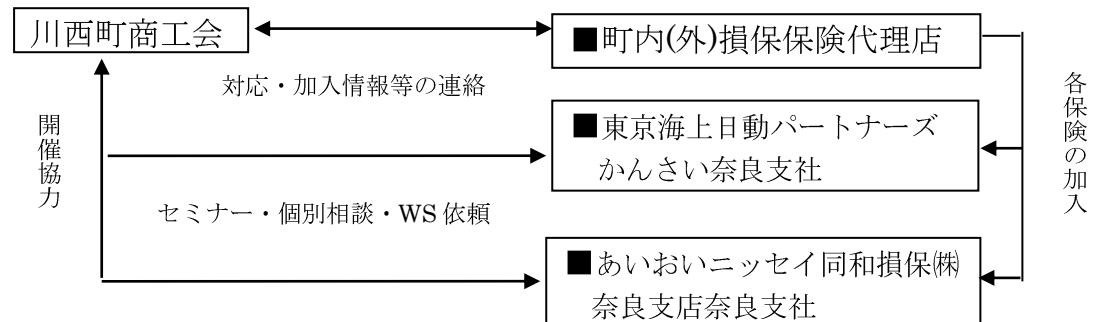


②

各事案に対する融資窓口・事業者情報の共有



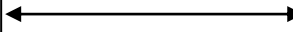
③



④

感染症情報の共有・対策の検討

川西町商工会



□町の医師会